

第7回 植物防疫検討会

輸入検疫措置対象の見直し

令和8年3月3日

消費・安全局 植物防疫課

農林水産省

目次

- I. 背景等
- II. 検疫有害動植物の見直し
- III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- IV. 施行規則別表 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる対象地域及び対象植物の見直し
- VI. 今後のスケジュール案

I. 背景等

【植物防疫法の目的】（植物防疫法第1条）

この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。

【有害動植物の定義】（植物防疫法第2条第2項及び第3項）

- この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植物及び草（その部分、種子及び果実を含む。）並びにウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。
- この法律で「有害動物」とは、昆虫、だに等の節足動物、線虫その他の無脊椎動物又は脊椎動物であつて、有用な植物を害するものをいう。

【検疫有害動物の定義】（植物防疫法第5条の2第1項）

「検疫有害動物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されていないもの
- 二 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの

植物検疫に関する国際ルール①

国際植物防疫条約

IPPC (International Plant Protection Convention)

植物や植物生産物の病害虫の国際間の移動を防止し、病害虫防除のための適切な措置をとるための手続きに関する国際的な取り決め。

「締約国は、本条第1項に定める措置（すなわち、植物検疫措置）を、当該措置が植物検疫上の考慮により必要とされ、かつ、**技術的に正当なもの**でない限り、自国の植物検疫法令に基づいてとってはならない。」（第7条2(a)）

「締約国は、植物検疫措置であって、**技術的に正当なもの**であり、関係を有する**有害動植物の危険度に合致し、****利用し得る最も制限的でない措置**であり、並びに人、**商品及び運搬手段の国際的な移動に対する影響が最小**となるようなものに限り、制定することができる。」（第7条2(g)）

植物検疫に関する国際ルール②

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM (International Standards for Phytosanitary Measures)

IPPC締約国が、条約に基づく適正な検疫措置を適用するためのガイドライン。

ISPM 2 「病害虫リスクアナリシス (Pest Risk Analysis : PRA) に関する枠組み」
PRAのフレームワーク

ISPM 11 「検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス」
PRA実施のためのリスク評価のプロセスや管理措置の選択肢



PRAに関する国際基準に準拠し、科学的な根拠に基づき植物検疫措置を設定

植物検疫に関する国際ルール③

WTO (World Trade Organization) : 世界貿易機関
衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS協定)

(人、動物、植物のための) 検疫措置は、

- ① 科学的な根拠に基づいていなければならない。 (第2条第2項)
- ② 国際的な基準がある場合、それに基づいたものとしなければならない。 (第3条第1項)
- ③ 人、動物または植物を保護するために、必要な範囲で適用するべきである。 (第5条第6項)



不当な措置はWTOへ訴えられるおそれ

我が国の検疫有害動植物

検疫有害動植物（植物防疫法施行規則（以下「施行規則」）別表1）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあることが明らかである有害動植物**

病害虫リスク分析（PRA）結果に基づき、原則、種の単位で規定
（現在1,022種）

暫定検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物**

PRAが未了の有害動植物として、科、属等の単位で規定

非検疫有害動植物（農林水産省告示第542号）

- **まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物**

PRA結果に基づき、属又は種の単位で規定（現在541種及び5属）

地域及び植物を特定した植物検疫措置

施行規則別表 1 の 2 (対象病害虫14種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物等、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は中程度と評価

施行規則別表 2 (対象病害虫23種)

- 輸入に当たって、輸出国との二国間協議により、対象地域及び対象植物の組合せ毎に設定した殺虫殺菌処理、無発生地域等の設定等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、備考（対象病害虫）を規定
- 二国間で特別な措置が合意されていない植物の輸入は禁止

施行規則別表 2 の 2 (対象病害虫41種)

- 輸入に当たって、輸出国において精密検定、栽培地検査等の植物検疫措置の実施が必要な地域、植物、基準（対象病害虫と措置の内容）を規定
- 対象病害虫の「我が国に侵入・定着・まん延した場合の農業生産等への影響」は高いと評価
- 基準を満たしていない植物の輸入は禁止

植物防疫法第6条
(輸入の制限)

植物防疫法第7条
(輸入の禁止)

科学的知見に基づく検疫措置の見直し

- 過去のPRAにより植物検疫措置を決定した検疫有害動植物であっても、病害虫の発生地域や寄主/宿主植物は変化する場合がある。
- このため、国内外における病害虫の発生情報、病害虫の生態等に係る新たな知見等の情報を収集。
- 新たに得られた情報を分析し、リスクに応じた輸入検疫措置を講じるため、見直しを実施。

Ⅱ． 検疫有害動植物の見直し

① 検疫有害動植物の追加

*Prays*属 2種（暫定検疫有害動物）の生物学的情報

種名	症状・分散方法	発生地域	寄主植物
<p><i>Prays citri</i> (チョウ目スガ科)</p>	<p>卵は花、新芽、果実の表面に産下される。幼虫は、通常、つぼみや花、幼果を加害し、成熟した果実を加害することはまれである。</p> <p>飛翔距離は短く、かんきつ類の樹の植栽を通じて、地中海地域に広がったと考えられている。</p>	<p>チャゴス諸島（英国）、バンラデシュ、ベトナム、中東、欧州、アフリカ</p>	<p>グレープフルーツ、サポジラ、シトロン、スイートオレンジ、マンダリン、レモン等</p>
<p><i>Prays endocarpa</i> (チョウ目スガ科)</p>	<p>卵は幼果又は花芽の表面に産下される。幼虫は幼果の果皮に食入し、こぶのような膨らみや穴を発生させる。</p> <p>飛翔距離に関する情報はなく、原産地以外の地域に新たに侵入した事例は知られていない。</p>	<p>インド、インドネシア、シンガポール、タイ、バンラデシュ、ベトナム、マレーシア</p>	<p>スイートオレンジ、ポメロ、マンダリン、レモン等</p>

＜Prays属 2種の病害虫リスク分析(PRA)結果＞

農業生産等への 影響評価の結論	入り込みの可能性の評価		病害虫リスク評価の 結論
	用途	結論	
中程度	栽植用植物	高い	中程度 (入り込みの可能性が高い)
	消費生植物	中程度	低い

＜Prays属 2種に対するリスク管理措置＞

栽植用植物及び消費生植物

本種の態と付着部位の関係やその症状に留意し、輸入時に、発生地域からの対象植物について、本種に特化した目視検査を実施し、検査の結果、本種が存在していないことを確認する。

➡ **検疫有害動植物に指定（施行規則別表1）**

Tuta absoluta

(トマトキバガ)

【対象植物】

いんげんまめ、たばこ、とうがらし、トマト及びナス属植物等の生茎葉並びにしまほおずき及びトマトの生果実

【症状・被害】

トマトでは幼虫が葉、茎及び果実を加害することで果実が腐敗し、商業的価値を失う。

【現行のステータス】

施行規則別表2の2（栽培地検査）

改正内容

- 47都道府県で誘殺を確認。
- 1年以上継続して誘殺されている地域もあることから、日本国内の一部で存在していると判断。
- 侵入警戒有害動植物から削除予定。

既に国内の一部に存在しており、法律に位置付けた駆除、まん延防止の措置がとられていないため、検疫有害動植物の定義を満たしていない。

➔ 非検疫有害動植物に追加

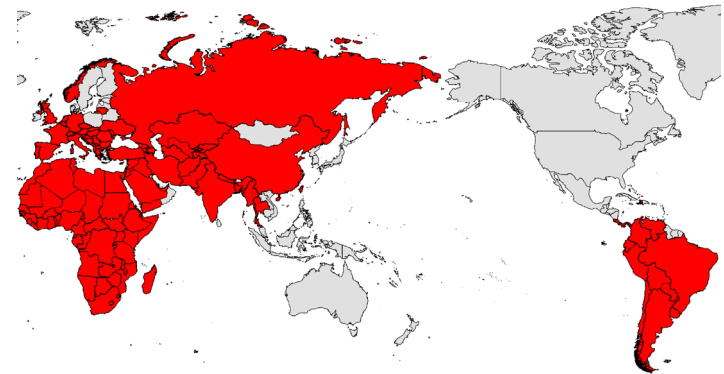


成虫

蛹

幼虫

(出典：植物防疫所)



対象地域

【検疫有害動植物の定義】（植物防疫法第5条の2第1項）

「検疫有害動植物」とは、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定めるものをいう。

- 一 国内に存在することが確認されていないもの
- 二 既に国内の一部に存在しており、かつ、この法律その他の法律の規定によりこれを駆除し、又はそのまん延を防止するための措置がとられているもの

III. 施行規則別表 1 の 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し

Scolytus multistriatus

(セスジキクイムシ)

【対象植物（現行）】

これ属植物の木材

【症状・被害】

成虫及び幼虫が師部組織や形成層等を加害する。また、本種はニレ立枯病の病原体である日本未発生の糸状菌を媒介する。

【植物検疫措置】

輸出時の本種に特化した検査



成虫

(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象地域の追加

レバノン

(Gerges et al., 2021; Moussa and Tannouri, 2018)

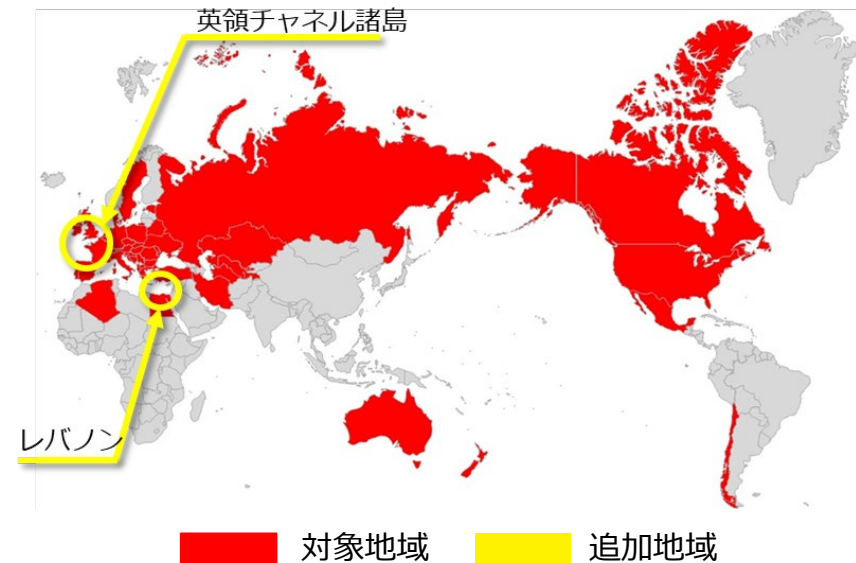
英領チャネル諸島

(施行規則に規定されていないため反映)

② 対象植物（木材）の追加

はこやなぎ属植物

(Moussa and Tannouri, 2018)



IV. 施行規則別表 2 に掲げる対象地域及び 対象植物の見直し

Bactrocera dorsalis species complex

(ミカンコミバエ種群)

【対象植物（現行）】

かんきつ類、さくら属植物、なす属植物、マンゴウ属植物等の生果実

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。



成虫

幼虫

(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象植物（生果実）の追加

ポメティア・ピンナタ

植物防疫所の輸入検査で確認

(農林水産省植物防疫所, 2025)



■ 対象地域

Bactrocera cucurbitae

(ウリミバエ)

【対象植物（現行）】

うり科植物の生茎葉及び生果実並びにいんげんまめ、とうがらし、トマト、なす、なつめ、パパイヤ、マンゴウ属植物等の生果実

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。



成虫（上）、幼虫（下）
（出典：植物防疫所）

改正内容

① 対象地域の追加

アラブ首長国連邦

(EPPO, 2025; Merz, 2011)

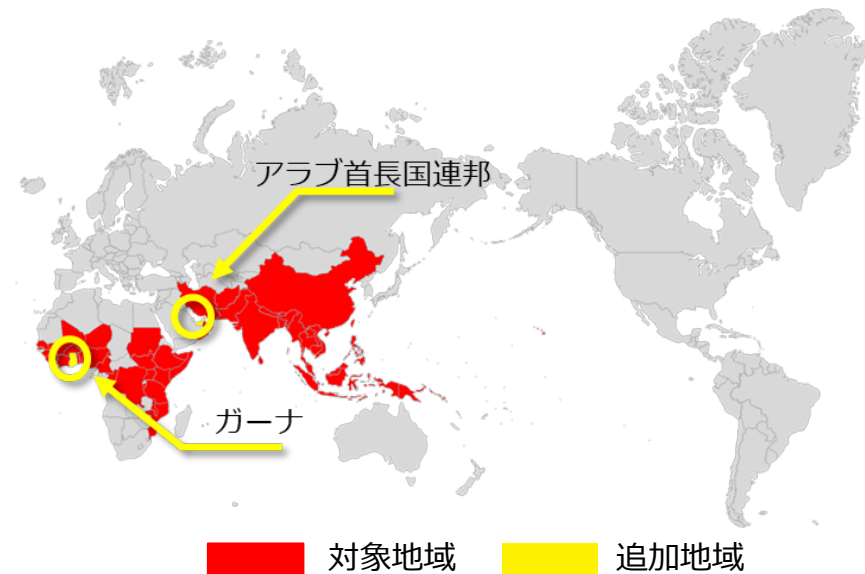
ガーナ

(Badii et al., 2015; EPPO, 2025)

② 対象植物の追加

うり科植物の花（乾燥された花を除く。）

(Allwood et al., 1999; Nair et al., 2017等)



Erwinia amylovora

(火傷病菌)

【対象植物】

なし属植物、りんご属植物等の生植物（種子を除き、生果実、花及び花粉を含む。）

【症状・被害】

感染樹は火にあぶられたような症状を示し、木全体が枯死する。



せいやなし新梢の枝枯れ症状
(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象地域の追加

イラク

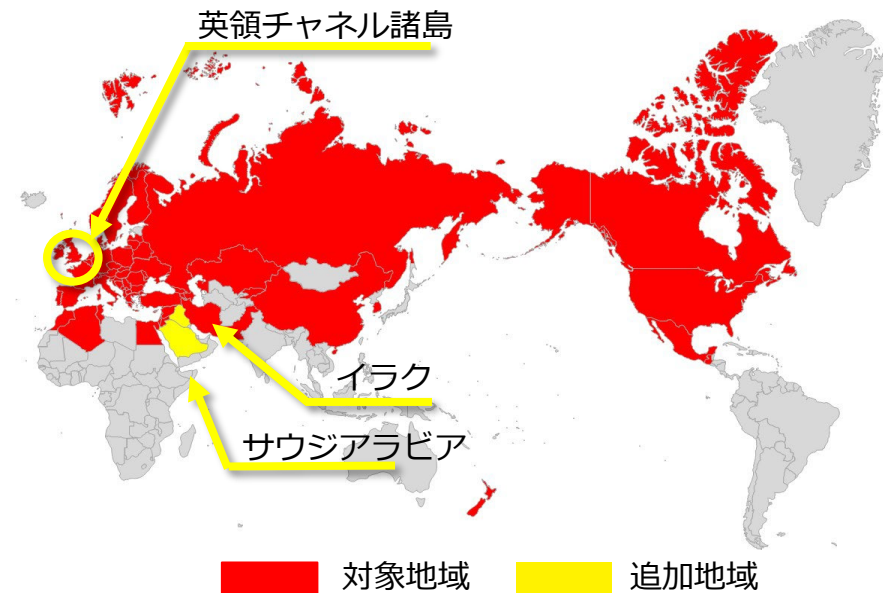
(Amein et al., 2019)

サウジアラビア

(Ibrahim et al., 2024等)

英領チャネル諸島

(Government of Guemsey, 2025等)



Anastrepha grandis

【ミバエ科】

【対象植物（現行）】

すいか、ゆうがお、かぼちゃ属植物及び
きゅうり属植物の生果実

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実
が腐敗・落果し、収量が低下する。



成虫

(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象植物（生果実）の追加

カサバナナ

(Savaris et al., 2021)

フェウレア・コルディフォリア

(MIDA, 2018等)



■ 対象地域

Anastrepha ludens

(メキシコミバエ)

【対象植物（現行）】

カシューナッツ、くだものといけい、ざくろ、せいようなし、マンゴウ、みかん属植物（ライム及びレモンを除く。）等の生果実

【症状・被害】

幼虫が果実内部を加害することで、果実が腐敗・落果し、収量が低下する。



成虫

(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象植物（生果実）の追加

りんご

(Aluja et al., 2024等)



■ 対象地域

V. 施行規則別表 2 の 2 に掲げる 対象地域及び対象植物の見直し

Bactericera cockerelli

【トガリキジラミ科】

【対象植物】

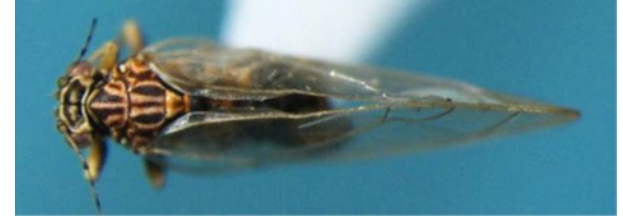
アルファルファ、さつまいも、そらまめ、たばこ、てんさい、とうもろこし、トマト、はつかだいこん、ひまわり、レタス、くご属植物、とうがらし属植物、なす属植物、ほおずき属植物等の生茎葉及び生果実

【症状・被害】

幼虫及び成虫が茎葉及び果実を吸汁加害し 日本未発生の細菌（‘*Candidatus Liberibacter solanacearum*’）を媒介する。

【植物検疫措置】

輸出時の本種に特化した検査



成虫

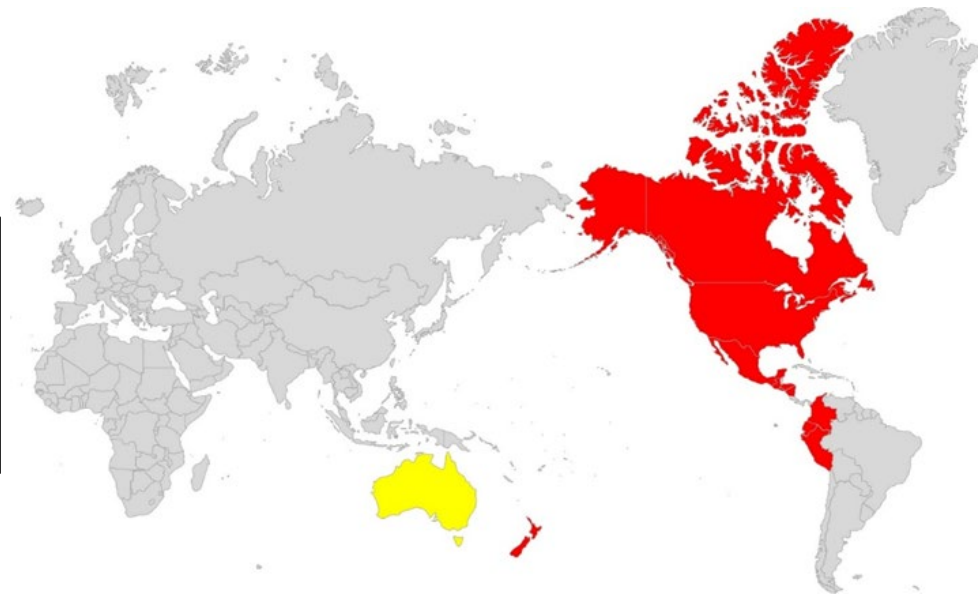
（出典：植物防疫所）

改正内容

① 対象地域の追加

オーストラリア

（EPPO, 2025 等）



■ 対象地域

■ 追加地域

Aleurocanthus woglumi

(ミカンクロトゲコナジラミ)

【対象植物】

なし属植物、ばら属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物（種子、果実及び地下部を除く。）であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

幼虫及び成虫が、葉の師管部を吸汁加害する。幼虫が分泌する蜜状物質によりすす病を生じ、果実の減産等の被害が生じる。

【植物検疫措置】

栽培地検査

改正内容

① 対象地域の追加

ジョージア

(Gabaidze et al, 2024等)



蛹殻

(出典：植物防疫所)



対象地域

追加地域

Meloidogyne enterolobii

【線虫】

【対象植物（現行）】

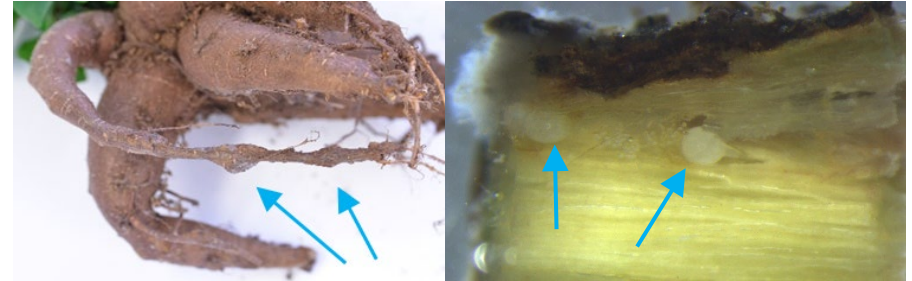
がじゅまる、きゅうり、ささげ、しょうが、すいか、だいず、とうがらし、トマト、なす、にんじん、ヒロセレウス属植物等の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの

【症状・被害】

根等の内部に寄生して周辺組織にこぶを形成する。養水分の吸収を阻害し、萎れ等の症状を引き起こす。

【植物検疫措置】

栽培地検査



左：がじゅまるの被害根（根こぶ）

右：雌成虫

（出典：植物防疫所）

改正内容

① 対象地域の追加

コンゴ民主共和国

(Onkendi et al., 2014等)



コンゴ民主共和国

対象地域

追加地域

Meloidogyne enterolobii

改正内容

② 対象植物（生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの）の追加

エクリプタ・プロストラタ	... (Brito et al., 2008)
エミリア・ソッキフォリア	... (Souza et al., 2006)
オクラ	... (Oliveira et al., 2007)
クニドスコルス・ウレンス	... (Souza et al., 2006)
ケレウス・フェルナムブケンシス	... (Souza et al., 2006)
さんかくはぜらん	... (Souza et al., 2006)
すべりひゆ	... (Brito et al., 2008; Souza et al., 2006)
パッシフロラ・ムクロナタ	... (Souza et al., 2006)
はねせんな	... (Souza et al., 2006)
パパイヤ	... (Brito et al., 2008; Souza et al., 2006)
はぶそう	... (Souza et al., 2006)
ヒドロコティレ・ボナリエンシス	... (Souza et al., 2006)
ポメロ	... (Le et al., 2023)
きび属植物	... (Brito et al., 2008)
ひゆ属植物	... (Brito et al., 2008)
めぼうき属植物	... (Brito et al., 2004; 2008)

③ 対象植物の削除（属に変更）

めぼうき を 「めぼうき属植物」 に変更

Acidovorax citrulli

(スイカ果実汚斑細菌病菌)

【対象植物（現行）】

きゅうり、すいか、せいようかぼちゃ、にほんかぼちゃ、にがうり等の生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

すいかの葉では、葉縁から暗緑色、水浸状の病斑が形成され、後に褐色病斑となって拡大する。果実では、表面に暗緑色等の斑点及び水浸状斑を生じ、商品価値を失う。

【植物検疫措置】

栽培地検査又は精密検定



左：すいか果実の症状 右：すいか葉の症状
(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象地域の追加

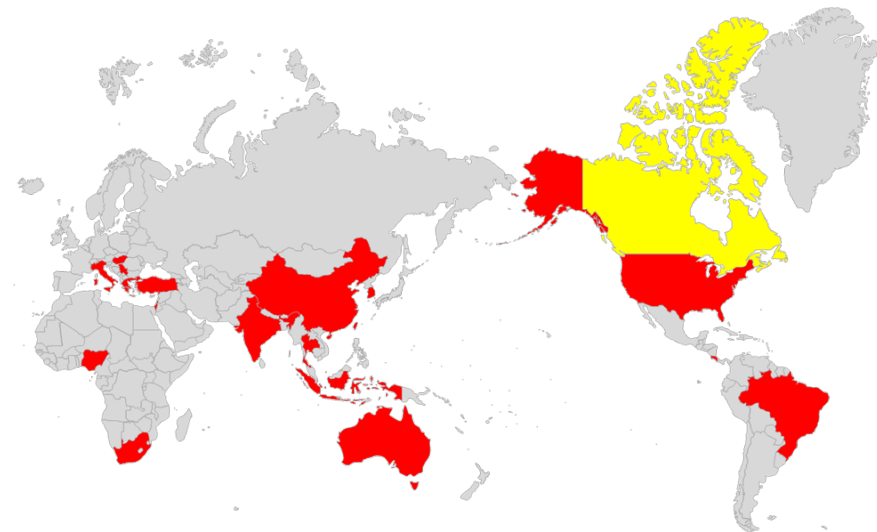
カナダ

(Melzer and Shan, 2019等)

② 対象植物の追加

シトルルス・アマルスの生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの

(Isakeit et al., 1998等)



■ 対象地域 ■ 追加地域

Xylella fastidiosa

【細菌】

【対象植物（現行）】

オリーブ属植物、かえで属植物、きいちご属植物、こなら属植物、さくら属植物、ぶどう属植物、みかん属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

感染植物の道管内等で増殖し詰まらせることで、養水分の移動を妨げ、数年で枯死させる。

【植物検疫措置】

精密検定

改正内容

① 対象地域の追加

レバノン

(Choueiri et al., 2023等)

コロンビア

(ICA, 2025等)

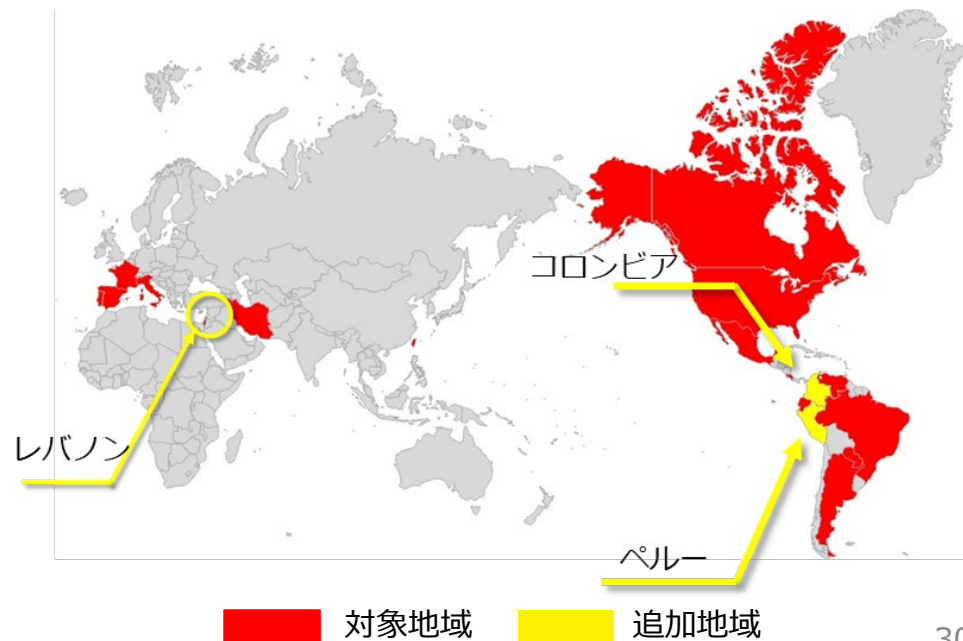
ペルー

(SENASA, 2025等)



オリーブの枝枯れ症状（左）、
ブドウのピアス氏病（右）

(出典：Françoise Petter (EPPO), J.Clark, Univ. of California (US). EPPO GlobalDataBase)



Xylella fastidiosa

改正内容

② 対象植物（生植物（種子及び果実を除く。））の追加

エキノスパルツム・ルシタニクム	...	(EFSA, 2024)
カロライナシ	...	(EFSA, 2024)
コレオネマ・アルBUM	...	(EFSA, 2024)
にわうるし	...	(EFSA, 2024)
はなまき	...	(EFSA, 2024)
アデノカルプス属植物	...	(EFSA, 2024)
えのき属植物	...	(EFSA, 2024)
ハリミウム属植物	...	(EFSA, 2024)

③ 対象植物の削除（属に変更）

アデノカルプス・ラインジイ	を	「アデノカルプス属植物」	に変更
あめりかえのき	を	「えのき属植物」	に変更

④ 植物の表記の変更

むくろじ	を	「サピンドゥス・サポナリア」	に変更
------	---	----------------	-----

Potato spindle tuber viroid

(ジャガイモやせいもウイルス)

【対象植物】

とうがらし、トマト、ばれいしょ、ペチュニア属植物等の種子であって栽培の用に供するもの及びとうがらし、トマト、ばれいしょ、ダリア属植物、ペチュニア属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

【症状・被害】

バレイショでは茎葉にわい化、塊茎の亀裂等、トマトでは株の萎縮等の症状を引き起こす。

【植物検疫措置】

精密検定



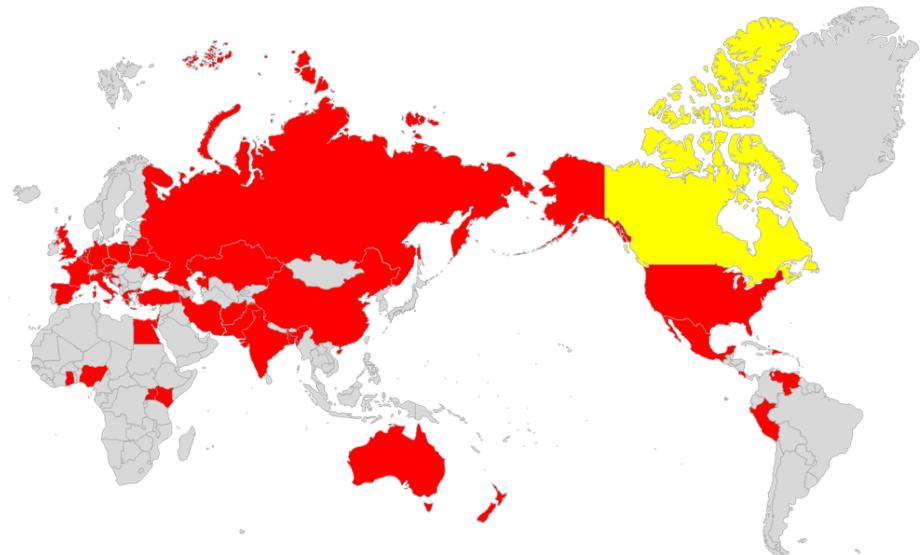
ばれいしょ塊茎の細長化及び芽数の増大
左：感染 右：健全
(出典：植物防疫所)

改正内容

① 対象地域の追加

カナダ

植物防疫所の輸入検査で確認
(農林水産省植物防疫所, 2025等)



■ 対象地域 ■ 追加地域

Pepper chat fruit viroid

【ウイルス】

【対象植物】

とうがらし及びトマトの生植物（果実を除き、種子を含む。）であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

トウガラシでは、全体の生長の衰え、葉の淡色化、果実の小型化を生じる。トマトでは、植物体のわい化、葉に壊死斑、奇形を生じる。

【植物検疫措置】

精密検定

改正内容

① 対象地域の追加

トルコ

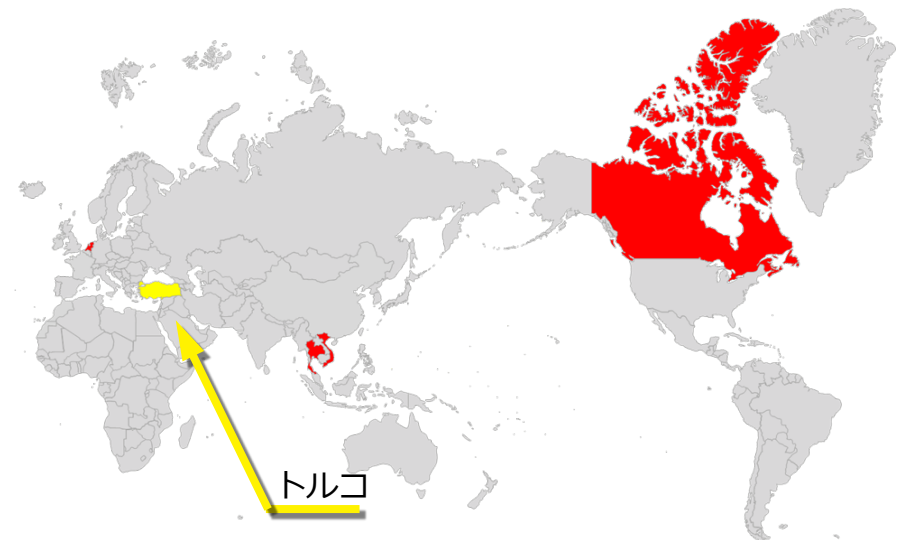
(Balsak, 2025)



トマト上位葉の小型化、植物全体の萎縮

左：感染 右：健全

(出典：植物防疫所)



■ 対象地域 ■ 追加地域

Tomato leaf curl New Delhi virus

【ウイルス】

【対象植物（現行）】

きゅうり、ささげ、すいか、だいず、トマト、なす、にほんかぼちゃ、にんじん、パパイア、ばれいしょ、メロン、ゆうがお、とうがらし属植物等の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供し得るもの

【症状・被害】

モザイク症状、葉巻、葉脈の膨張、植物体の萎縮が引き起こされる。

【植物検疫措置】

精密検定



ペポかぼちゃの症状、きゅうりの症状（右下）
（提供元：近畿大学 小枝博士）

改正内容

① 対象植物の追加

**いんげんまめの生植物（種子及び果実を除く。）
であって栽培の用に供し得るもの**

（Han et al., 2025等）

② 植物の表記の変更

**たかさぶろうを「エクリプタ・プロストラタ」
に変更**



Clavibacter michiganensis subsp. *nebraskensis* (トウモロコシ葉枯細菌病菌)

【対象植物（現行）】

とうもろこしの種子であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

葉の条斑、葉枯れ及び生育不良を引き起こす。全身感染した場合は維管束がオレンジ色になり、茎の内部が腐敗し空洞化する。

【植物検疫措置】

栽培地検査



トウモロコシの葉枯れ症状

(出典：Michael Harding, Alberta Agriculture and Irrigation, EPP0 GlobalDataBase)

改正内容

① 対象地域の追加

南アフリカ共和国

(Coertze et al., 2025)

② 対象植物の追加

とうもろこしの生植物であって栽培の用に供するもの

(リスク評価の見直しにより、これまで経路とされていなかった栽植用植物を経路に追加する必要があると判断)

③ 学名の変更

Clavibacter nebraskensis

(Li et al., 2018; LPSN, 2025等)



南アフリカ共和国

■ 対象地域 ■ 追加地域

Tomato mottle mosaic virus

【ウイルス】

【対象植物】

とうがらし及びトマトの種子であって栽培の用に供するもの並びにえんどう、きだちとうがらし、とうがらし、トマト及びなすの生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの

【症状・被害】

葉に壊死、モザイク、斑紋等、果実にえそ斑、壊死等、全身に萎ちよう等の症状が現れる。

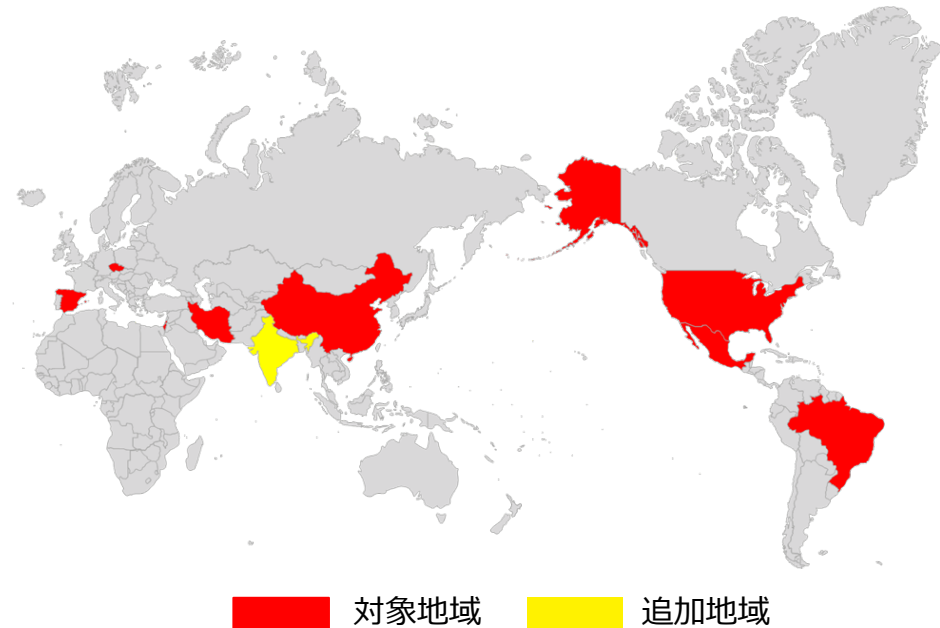
【植物検疫措置】

精密検定



トマトの斑紋症状

(出典：Sophie Perrot - GEVES, EPPO GlobalDataBase)



改正内容

① 対象地域の追加

インド

(Mazumder et al., 2024)

VI. 今後のスケジュール案

令和8年

3月 植物防疫検討会開催

3月 パブリックコメント募集（コメント期間30日間）
SPS 通報（コメント期間60日間）

6月 改正施行規則及び告示の官報公示
以下の見直しは官報公示の翌日施行

【施行規則】

- ・ 施行規則別表1から「*Tuta absoluta*」を削除
- ・ 施行規則別表2の2の7項から「*Tuta absoluta*」に係る規定の削除

【関係告示】

- ・ 非検疫有害動植物に「*Tuta absoluta*」を追加
- ・ 輸入植物検疫規程別表第2から、「*Tuta absoluta*、コブアシハイジマハナアブ、シリッタ・ピピエンス、スイセンハナアブ」を削除

12月 改正施行規則の施行